十　その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行った場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ　［略］

ロ　受益者からの要請があった場合に速やかに第四項に規定する方法による同項に規定する情報の提供を行うことができる体制が整備されており、その旨を公表していること。

ハ　当該特定信託受益権に係る信託契約において、受益者からの要請がない限り第四項に規定する方法による同項に規定する情報の提供を行わない旨の定めがあること。

（読替規定）

第五十一条の九　法第五十条の二第一項の登録を受けた者については信託会社（第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあっては、管理型信託会社）とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十九条、第三十七条から第四十一条の八まで、第四十八条（第一項第三号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。）、第五十条（第四項を除く。）及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「信託業務」とあり、及び「信託業」とあるのは、「信託法第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

［略］		
第三十七条第一項第一号	計算期間	計算期間（第三十五条各号に掲げる場合を除き、一年を超えないものに限る。）
［略］		

（信託契約代理業に係る行為準則）

第七十七条　［略］

２　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項、令第十二条の三の規定並びに第三十条の六及び第三十条の七の規定は、前項第二号の規定による同号に規定する書面の交付について準用する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正）

第十八条　金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　審判手続	第二章　［同上］
［第一節・第二節　略］	［第一節・第二節　同上］
第三節　審判手続における主張等及びその準備（第十八条―第三十条の二）	第三節　審判における主張等及びその準備（第十八条―第三十条）
［第四節～第六節　略］	［第四節～第六節　同上］

十　［同上］

イ　［同上］

ロ　受益者からの要請があった場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されており、その旨を公表していること。

ハ　当該特定信託受益権に係る信託契約において、受益者からの要請がない限り書面を交付しない旨の定めがあること。

（読替規定）

第五十一条の九　［同上］

［同上］		
第三十七条第一項第一号	計算期間	計算期間（第三十六条各号に掲げる場合を除き、一年を超えないものに限る。）
［同上］		

（信託契約代理業に係る行為準則）

第七十七条　［同上］

２　法第二十六条第二項、令第十三条第一項及び第二項の規定並びに第三十四条及び第三十五条の規定は、前項第二号の規定による同号に規定する書面の交付について準用する。